



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (43) (職員課) 2

———公布された条例のあらまし———

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、給与水準の引下げ、給与カーブのフラット化及び勤務実績の給与へのより一層の反映等を内容とする給与構造改革を実施するとともに、社会経済情勢等の変化に対応した諸手当等の見直しを行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

給料表の級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額を改定する。

イ 勤務成績の職員の昇給への反映等

(ア) 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表6級以上である職員及びこれに相当する者は、3号給)とする。

(イ) (ア)にかかわらず、55歳を超える職員に係る昇給の号給数は2号給とする。

(ウ) 職務の級における最高の号給を超えて昇給しないこととする。

ウ 給料の調整額の廃止

エ 地域手当の新設

調整手当を廃止し、地域手当を新設する。この場合において、調整手当の支給対象地域からその他の地域に異動した職員等に対して調整手当を支給する措置に相当する措置は講じない。

オ 駐車料金に係る通勤手当の支給の新設

交通機関等及び自動車等に係る通勤手当を受けている職員のうち駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている職員に、新たに、当該駐車料金に相当する額(最高限度額 3,000円)の通勤手当を支給することとする。

カ ヘキ地手当の支給割合の引下げ

ヘキ地手当の支給割合を1～6パーセント(現行 4～16パーセント)に引き下げる。

キ 産業教育手当及び農林漁業改良普及手当の廃止

ク 武力攻撃災害等派遣手当の新設

ケ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 関係条例の一部改正

次に掲げる条例について、(1)のアからエまでの改正事項に準じた改正を行う。

- ア 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ウ 職員の育児休業等に関する条例
- エ 任期付研究員の採用等に関する条例
- オ 公益法人等への職員の派遣に関する条例
- カ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- キ 任期付職員の採用等に関する条例
- ク 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例
- ケ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- コ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。
- イ 行政職及び公安職の特定の職務の級の切替えを行う。
- ウ 号給の切替えを行う。
- エ 号給の切替えにより給料月額が施行日の前日の給料を下回る場合にその差額を給料として支給する。
- オ 地域手当の支給率について平成23年3月31日までの特例を設ける。
- カ 廃止前の調整手当の異動保障の支給を現に受けていた者については、その調整手当に相当する額を地域手当として支給する。
- キ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、給料表の級構成及び号給構成の改定に伴う所要の措置を講じる。
- ク その他所要の経過措置を講じる。
- ケ 次に掲げる条例について所要の改正を行う。
 - (ア) 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例
 - (イ) 特別職の職員の給与に関する条例
 - (ウ) 職員の退職手当に関する条例
 - (エ) 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例
 - (オ) 職員の修学部分休業に関する条例
 - (カ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - (キ) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第43号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>産業教育手当</u>、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、<u>農林漁業改良普及手当</u>、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p>

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて給料月額を決定することができる。

6 職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第9項までにおいて同じ。）が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合その他特に

- 必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。
- 7 第5項の規定により55歳を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員が同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 11 略
- 8 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至ったときから24月（その給料月額が職員の属する職務の級における給料の幅の最高額である場合にあつては、18月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるものその他特に必要があるものについては、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、人事委員会の承認を得て、昇給させることができる。
- 9 55歳を超える職員は、第6項、第7項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。
- 10 第6項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 略
- (給料の調整額)
- 第7条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

第7条 削除

(管理職手当)

第7条の2 略

- 2 前項の管理職手当額表に定める管理職手当の額は、給料月額の100分の25を超えてはならない。

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の18

(2) 2級地 100分の15

(3) 3級地 100分の12

- 3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(管理職手当)

第7条の2 略

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による管理職手当について準用する。

(調整手当)

第9条の2 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

- 2 調整手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 甲地 100分の6 (人事委員会規則で定める地域及び公署にあっては、人事委員会規則で定める区分に応じ、100分の10又は100分の12)

(2) 乙地 100分の3

- 3 前項の甲地及び乙地は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 前条第2項第1号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、同条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第9条の4 第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員(人事委員会の定める職員を除く。)がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合と

して人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合(同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合(同条第2項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合(第9条の2第2項各号に掲げる割合をいう。)以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間(当該期間が1年を超える場合であって、第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において「支給延長期間」という。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該支給延長期間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合においては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法

律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者が、引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、最高の支給割合に係る地域及び公署以外の地域又は公署に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当を支給する。

第9条の4 削除

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。以下この条において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)及び(3) 略

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。以下この条において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)及び(3) 略

を負担することを常例とするものには、前項第3号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額(当該額が3,000円を超えるときは、3,000円)を通勤手当として支給する。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1)~(3) 略

5 前項の規定は、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 略

7 略

8 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1)~(3) 略

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 略

6 略

7 略

第11条の2 削除

(産業教育手当)

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であって人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定する産業教育手当の月額を、当該産業教育手当の支給を受ける者の給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、第11条の6の規定により定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

第11条の2及び第11条の3 削除

(へき地手当等)

第11条の4 略

2 前項の規定により指定されたへき地学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に同項の規定により指定されたへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

- 1級 100分の2
- 2級 100分の4
- 3級 100分の6

(へき地手当等)

第11条の4 略

2 前項の規定により指定されたへき地学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に同項の規定により指定されたへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

- 1級 100分の8
- 2級 100分の12
- 3級 100分の16
- 4級 100分の20

3 第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて得た額とする。

4 略

第11条の7 削除

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。

利用施設の区分 滞在期間	公用の施設等	公用の施設等 以外の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日 内の期間	3,970円	5,870円

5級 100分の25

3 第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

4 略

(農林漁業改良普及手当)

第11条の7 農林漁業改良普及手当は、農業、林業若しくは水産業又は農村生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの(以下「普及員」という。)並びに試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農村生活に関する専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農村生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの(以下「専門技術員」という。)が、その職務に従事した場合(人事委員会が定める場合を除く。)に支給する。

2 農林漁業改良普及手当の月額は、当該農林漁業改良普及手当の支給を受ける者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 普及員 100分の12

(2) 専門技術員 100分の8

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 災害派遣手当の額は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。

60日を超える期間	3,970円	5,140円
-----------	--------	--------

備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設以外の施設をいう。

3 略

(休職者の給与)

第12条の2 休職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く。）のそれぞれ100分の80を支給する。

(4) 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

(5) 職員が職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされた場合において、当該事由が人事委員会規則で定めるものであるときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給与の全部又は一部を支給する。

(6) 略

2 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初

3 略

(休職者の給与)

第12条の2 休職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く。）のそれぞれ100分の80を支給する。

(4) 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

(5) 職員が職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号）第2条各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされた場合において、当該事由が人事委員会規則で定めるものであるときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給与の全部又は一部を支給する。

(6) 略

2 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初

任給調整手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、

任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	

	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400		
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100		
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800		
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500		
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200		
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900		
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500		
再任用職員	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200		
以外の職員	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900		
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600		
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100		
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800		
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500		
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200		
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700		
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400		
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100		
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300		
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800			
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500			

	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
	86	240,100	296,400	345,300	386,800					
	87	240,800	296,800	345,800	387,400					
	88	241,500	297,200	346,300	388,000					
	89	242,300	297,500	346,700	388,700					
	90	242,800	297,900	347,200	389,300					
	91	243,300	298,300	347,700	389,900					
	92	243,800	298,700	348,200	390,500					
	93	244,100	298,900	348,500	391,200					
	94		299,300	349,000						
	95		299,700	349,500						
	96		300,100	350,000						
	97		300,300	350,300						
	98		300,700	350,800						
	99		301,100	351,300						
	100		301,500	351,800						
	101		301,700	352,100						
	102		302,100	352,500						
	103		302,500	352,900						
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300	357,600						
	115		306,700	358,000						
	116		307,100	358,400						
	117		307,300	358,900						
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	
	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	
	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	

	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500
	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900
	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	
	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600	
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200	
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800	
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500	
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100	
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700	
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300	
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000	
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600	
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200	
再任用職員	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800	
以外の職員	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500	
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400		
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000		
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600		
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200		
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800		
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400		
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000		
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600		
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200		
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800		
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400		
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000		
	86	294,000	316,000	343,800	386,300				
	87	295,200	317,500	345,400	386,900				
	88	296,400	319,000	347,000	387,500				
	89	297,600	320,500	348,500	388,200				
	90	298,800	322,000	350,000	388,800				
	91	300,000	323,500	351,500	389,400				
	92	301,200	325,000	353,000	390,000				
	93	302,200	326,300	354,500	390,500				
	94	303,500	327,700	356,000	391,100				
	95	304,800	329,100	357,500	391,700				
	96	306,100	330,500	359,000	392,300				
	97	307,200	332,000	360,400	392,800				

	98	308,400	333,400	361,600	393,400					
	99	309,600	334,800	362,800	394,000					
	100	310,800	336,200	364,000	394,600					
	101	312,000	337,700	365,300	395,100					
	102	313,100	339,000	366,500	395,700					
	103	314,200	340,300	367,700	396,300					
	104	315,300	341,600	368,900	396,900					
	105	316,300	342,800	370,200	397,400					
	106	317,000	343,900	370,800	397,900					
	107	317,700	345,000	371,400	398,400					
	108	318,400	346,100	372,000	398,900					
	109	319,100	347,300	372,700	399,300					
	110	319,800	348,300	373,300	399,800					
	111	320,500	349,300	373,900	400,300					
	112	321,200	350,300	374,500	400,800					
	113	322,000	351,400	375,000	401,200					
	114	322,800	352,400	375,600	401,700					
	115	323,600	353,400	376,200	402,200					
	116	324,400	354,400	376,800	402,700					
	117	325,000	355,500	377,300	403,100					
	118	325,800	356,100	377,900	403,600					
	119	326,600	356,700	378,500	404,100					
	120	327,400	357,300	379,100	404,600					
	121	328,100	357,800	379,500	405,000					
	122	328,600	358,300	380,100	405,500					
	123	329,100	358,800	380,700	406,000					
	124	329,600	359,300	381,300	406,500					
	125	329,900	359,800	381,800	406,900					
	126		360,300	382,300						
	127		360,800	382,800						
	128		361,300	383,300						
	129		361,800	383,600						
	130		362,300	384,100						
	131		362,800	384,600						
	132		363,300	385,100						
	133		363,800	385,400						
	134		364,300	385,900						
	135		364,800	386,400						
	136		365,300	386,900						
	137		365,600	387,200						
	138		366,100	387,700						
	139		366,600	388,200						
	140		367,100	388,700						
	141		367,400	389,000						
	142		367,900	389,500						
	143		368,400	390,000						
	144		368,900	390,500						
	145		369,200	390,800						
再任用職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700

	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	488,800
	39	217,700	280,600	408,900	489,800
	40	219,500	283,300	410,500	490,800
	41	221,400	285,900	412,200	491,900
	42	223,200	288,600	413,800	492,900
	43	225,000	291,300	415,400	493,900
	44	226,800	294,000	417,000	494,900
	45	228,700	296,500	418,700	496,000
	46	230,500	299,200	420,300	497,000
	47	232,300	301,900	421,900	498,000
	48	234,100	304,600	423,500	499,000
	49	235,800	307,100	425,200	500,100
	50	237,600	309,600	426,800	
	51	239,400	312,100	428,400	
	52	241,200	314,600	430,000	
	53	242,900	317,000	431,700	
	54	244,700	319,200	433,300	
	55	246,500	321,400	434,900	
	56	248,300	323,600	436,500	
	57	250,000	325,900	438,200	
	58	251,700	328,100	439,800	
	59	253,400	330,300	441,400	
	60	255,100	332,500	443,000	
	61	256,800	334,700	444,700	
	62	258,500	336,900	446,300	
	63	260,200	339,100	447,900	
	64	261,900	341,300	449,500	
	65	263,600	343,500	451,200	
	66	265,300	345,700	452,800	
	67	267,000	347,900	454,400	
	68	268,700	350,100	456,000	
	69	270,200	352,100	457,600	
	70	271,700	354,200	459,200	
	71	273,200	356,300	460,800	
	72	274,700	358,400	462,400	
	73	276,000	360,400	463,900	
	74	277,400	362,400	464,900	
	75	278,800	364,400	465,900	
再任用職員以	76	280,200	366,400	466,900	
外の職員	77	281,600	368,400	467,700	

78	282,800	370,100	468,700
79	284,000	371,800	469,700
80	285,200	373,500	470,700
81	286,500	375,200	471,500
82	287,700	376,700	472,500
83	288,900	378,200	473,500
84	290,100	379,700	474,500
85	291,400	381,200	475,300
86	292,600	382,700	476,300
87	293,800	384,200	477,300
88	295,000	385,700	478,300
89	296,200	387,200	479,100
90	297,400	388,600	
91	298,600	390,000	
92	299,800	391,400	
93	300,800	392,900	
94	302,000	394,200	
95	303,200	395,500	
96	304,400	396,800	
97	305,400	398,200	
98	306,500	399,300	
99	307,600	400,400	
100	308,700	401,500	
101	309,600	402,600	
102	310,700	403,700	
103	311,800	404,800	
104	312,900	405,900	
105	313,800	406,800	
106	314,700	407,800	
107	315,600	408,800	
108	316,500	409,800	
109	317,500	410,700	
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	

	119	323,100	418,900		
	120	323,600	419,700		
	121	324,200	420,500		
	122	324,700	421,000		
	123	325,200	421,500		
	124	325,700	422,000		
	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100

	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	463,900
	39	216,900	247,800	375,400	464,800
	40	218,600	250,700	377,000	465,700
	41	220,400	253,600	378,700	466,600
	42	222,200	256,300	380,300	467,500
	43	224,000	259,000	381,900	468,400
	44	225,800	261,700	383,500	469,300
	45	227,700	264,400	385,100	470,200
	46	229,500	267,100	386,700	471,100
	47	231,300	269,800	388,300	472,000
	48	233,100	272,500	389,900	472,900
	49	234,900	275,200	391,400	473,800
	50	236,700	277,900	392,900	
	51	238,500	280,600	394,400	
	52	240,300	283,300	395,900	
	53	241,900	285,900	397,500	
	54	243,700	288,600	398,900	
	55	245,500	291,300	400,300	
	56	247,300	294,000	401,700	
	57	249,000	296,500	403,200	
	58	250,600	299,200	404,600	
	59	252,200	301,900	406,000	
	60	253,800	304,600	407,400	
	61	255,500	307,100	408,700	
	62	257,100	309,600	410,100	
	63	258,700	312,100	411,500	
	64	260,300	314,600	412,900	
	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
再任用職員以	75	276,700	339,100	425,000	
外の職員	76	278,000	341,300	425,800	

77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	438,800
95	298,100	373,000	439,500
96	298,900	374,300	440,200
97	299,800	375,700	440,700
98	300,600	376,800	441,400
99	301,400	377,900	442,100
100	302,200	379,000	442,800
101	303,100	380,200	443,300
102	303,600	381,300	444,000
103	304,100	382,400	444,700
104	304,600	383,500	445,400
105	305,100	384,500	445,900
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	

	117	309,100	395,900		
	118	309,400	396,700		
	119	309,700	397,500		
	120	310,000	398,300		
	121	310,200	399,100		
	122	310,500	399,900		
	123	310,800	400,700		
	124	311,100	401,500		
	125	311,300	402,200		
	126		402,900		
	127		403,600		
	128		404,300		
	129		405,100		
	130		405,800		
	131		406,500		
	132		407,200		
	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600

	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
再任用職員以	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
外の職員	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	
	74	263,000	322,100	395,700	452,200	
	75	264,400	323,200	396,400	453,100	
	76	265,800	324,300	397,100	454,000	
	77	267,000	325,400	397,900	454,700	
	78	268,300	326,400	398,600	455,600	
	79	269,600	327,400	399,300	456,500	
	80	270,900	328,400	400,000	457,400	
	81	272,300	329,500	400,700	458,100	
	82	273,600	330,300	401,400		

	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600	406,800		
	91	284,800	336,200	407,500		
	92	286,000	336,800	408,200		
	93	287,100	337,200	408,800		
	94	288,100	337,700	409,500		
	95	289,100	338,200	410,200		
	96	290,100	338,700	410,900		
	97	290,900	339,300	411,500		
	98	291,800	339,800	412,200		
	99	292,700	340,300	412,900		
	100	293,600	340,800	413,600		
	101	294,500	341,400	414,200		
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600

再任用職員以 外の職員	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	
	55	381,800	455,800	507,800	
	56	382,700	457,000	509,100	
	57	383,700	458,200	510,300	
	58	384,600	459,200	511,200	
	59	385,500	460,200	512,100	
	60	386,400	461,200	513,000	
	61	387,300	462,100	513,900	
	62	387,800	462,800	514,800	
	63	388,300	463,500	515,700	
	64	388,800	464,200	516,600	
	65	389,100	464,900	517,500	
	66			465,600	518,400
	67			466,300	519,300
	68			467,000	520,200
	69			467,500	521,100
	70			468,200	522,000
	71			468,900	522,900
	72			469,600	523,800
	73			470,100	524,600
	74			470,800	525,500
	75			471,500	526,400
	76			472,200	527,300
	77			472,700	528,100
78			473,300	529,000	
79			473,900	529,900	
80			474,500	530,800	
81			475,100	531,600	
82			475,700		
83			476,300		
84			476,900		
85			477,400		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700

	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
再任用職員以 外の職員	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		

	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	86		293,100	330,600	352,700			
	87		293,400	331,000	353,100			
	88		293,700	331,400	353,500			
	89		294,100	331,900	354,000			
	90		294,400	332,300	354,400			
	91		294,700	332,700	354,800			
	92		295,000	333,100	355,200			
	93		295,400	333,600	355,700			
	94		295,700	334,000	356,100			
	95		296,000	334,400	356,500			
	96		296,300	334,800	356,900			
	97		296,700	335,000	357,400			
	98		297,000	335,400	357,800			
	99		297,300	335,800	358,200			
	100		297,600	336,200	358,600			
	101		298,000	336,400	359,100			
	102		298,300	336,800	359,500			
	103		298,600	337,200	359,900			
	104		298,900	337,600	360,300			
	105		299,200	337,800	360,800			
	106			338,200	361,200			
	107			338,600	361,600			
	108			339,000	362,000			
	109			339,200	362,500			
	110			339,600				
	111			340,000				
	112			340,400				
	113			340,600				
	114			341,000				
	115			341,400				
	116			341,800				
	117			342,000				
	118			342,400				
	119			342,800				
	120			343,200				
	121			343,400				
	122			343,800				
	123			344,200				
	124			344,600				
	125			344,800				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500

	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
再任用職員以	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
外の職員	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		

79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		

	120	300,100	332,500	368,200				
	121	300,400	332,700	368,600				
	122	300,800	333,100	369,100				
	123	301,200	333,500	369,600				
	124	301,600	333,900	370,100				
	125	301,800	334,200	370,500				
	126	302,200	334,600	371,000				
	127	302,600	335,000	371,500				
	128	303,000	335,400	372,000				
	129	303,200	335,700	372,400				
	130	303,600	336,100					
	131	304,000	336,500					
	132	304,400	336,900					
	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800	345,100					
	155	312,100	345,500					
	156	312,400	345,900					
	157	312,800	346,200					
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 行政職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	係長の職務
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
5級	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務
6級	本庁の課長の職務
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務
8級	本庁の次長の職務
9級	本庁の部長の職務

別表第7 公安職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準的な職務
1級	係員の職務
2級	相当困難な業務を行う係員の職務
3級	1 困難な業務を行う係員の職務 2 主任の職務
4級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 係長の職務
5級	警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
7級	警察本部の課長の職務
8級	困難な業務を行う警察本部の課長の職務
9級	警察本部の部長の職務

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、 <u>地域</u>	(給与の種類) 第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、 <u>調整</u>

手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

2 略

(地域手当)

第4条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して知事が定める地域に在勤する職員に支給する。

第4条の3 削除

(再任用職員等についての適用除外)

第17条 第4条、第4条の4、第4条の6、第5条の

手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

2 略

(給料の調整額)

第3条の2 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でない
と認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

(調整手当)

第4条の2 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で知事が定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で知事が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第4条の3 前条の知事が定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合若しくはこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（知事が定める場合に限る。）又は知事が定めるこれらに準ずる場合は、当該職員に対して、同条の規定にかかわらず、知事が定める期間、調整手当を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の

2 及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

6、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、<u>人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</u></p>	<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）<u>を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</u></p>

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>399,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>461,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>524,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>610,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>711,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>812,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員</p>	号 給	給料月額	1	399,000円	2	461,000円	3	524,000円	4	610,000円	5	711,000円	6	812,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>408,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>482,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>560,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>651,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>760,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>868,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員</p>	号 給	給料月額	1	408,000円	2	482,000円	3	560,000円	4	651,000円	5	760,000円	6	868,000円
号 給	給料月額																												
1	399,000円																												
2	461,000円																												
3	524,000円																												
4	610,000円																												
5	711,000円																												
6	812,000円																												
号 給	給料月額																												
1	408,000円																												
2	482,000円																												
3	560,000円																												
4	651,000円																												
5	760,000円																												
6	868,000円																												

(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	329,000円
2	367,000円
3	396,000円

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第16条の7の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2及び3 略

(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	336,000円
2	375,000円
3	405,000円

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第16条の7の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2及び3 略

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、<u>法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、<u>法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、<u>給料月額及び昇給期間</u>については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>

(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第7条 略

2及び3 略

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その額を調整することができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第7条 略

2及び3 略

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その額を調整することができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略	附 則 (施行期日) 1 略 <u>(経過措置)</u> 2 <u>平成14年4月1日</u> (以下「基準日」という。)前 から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

準日において53歳を超えているものの昇給については、なお従前の例による。

3 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において50歳を超え53歳を超えていないものについては、55歳に達した日後も、1回に限り、改正後の職員の給与に関する条例第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。ただし、55歳に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせることができる日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあった職員で人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

4 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して第2項又は前項本文に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定めるものの昇給については、第2項又は前項本文の規定の適用を受ける職員の例による。

(人事委員会規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号 給	給料月額	号 給	給料月額
1	<u>376,000円</u>	1	<u>403,000円</u>
2	<u>426,000円</u>	2	<u>456,000円</u>
3	<u>479,000円</u>	3	<u>513,000円</u>

4	545,000円
5	622,000円
6	728,000円
7	852,000円

2～5 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで、第16条の7及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

4	583,000円
5	666,000円
6	779,000円
7	911,000円

2～5 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第11条の3、第11条の6、第13条から第15条まで、第16条の7及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(病院事業の管理者の給与の額の特例)</p> <p>第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が<u>9級</u>であるもの（次項において「<u>9級職務者</u>」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額により知事が定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特例期間における病院事業の管理者の退職手当の額の算出の基礎となる給</p>	<p>(病院事業の管理者の給与の額の特例)</p> <p>第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が<u>11級</u>であるもの（次項において「<u>11級職務者</u>」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額により知事が定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特例期間における病院事業の管理者の退職手当の額の算出の基礎となる給</p>

料月額は、9級職務者に係る第7条第1項に規定する給料基礎額の例により知事が定める。

(職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員(職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1)~(3) 略

2 略

3 略

4 特例期間における給料表適用職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「地域手当基礎額」という。)から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

5 略

6 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 略

2 略

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、

料月額は、11級職務者に係る第7条第1項に規定する給料基礎額の例により知事が定める。

(職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員(職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第5項及び第11項並びに第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1)~(3) 略

2 略

3 特例期間における給料表適用職員の給料の調整額は、職員給与条例第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、同条第1項の規定により定められた額とする。

4 略

5 特例期間における給料表適用職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「調整手当基礎額」という。)から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

6 略

7 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 略

2 略

3 特例期間における任期付研究員の調整手当の額は、

職員給与と条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 略

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第9条 略

2 略

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与と条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 略

別表（第7条関係）

給料表	対 象 者
行政職給料表	<u>その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの</u>
公安職給料表	(1) <u>その職務の級が1級である者のうちその号給が34号給以下であるもの</u> (2) <u>その職務の級が2級である者のうちその号給が26号給以下であるもの</u>
教育職給料表 (1)	(1) <u>その職務の級が1級である者のうちその号給が34号給以下であるもの</u> (2) <u>その職務の級が2級である者のうちその号給が14号給以下であるもの</u>

職員給与と条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 略

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第9条 略

2 略

3 特例期間における特定任期付職員の調整手当の額は、職員給与と条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 略

別表（第7条関係）

給料表	対 象 者
行政職給料表	(1) <u>その職務の級が1級である者</u> (2) <u>その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの</u>
公安職給料表	(1) <u>その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの</u> (2) <u>その職務の級が2級である者のうちその号給が8号給以下であるもの</u>
教育職給料表 (1)	(1) <u>その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの</u> (2) <u>その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの</u>

教育職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>34号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>26号給</u> 以下であるもの	教育職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>10号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>8号給</u> 以下であるもの
研究職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>38号給</u> 以下であるもの	研究職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>11号給</u> 以下であるもの
医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>38号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>14号給</u> 以下であるもの	医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>11号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>5号給</u> 以下であるもの
医療職給料表 (3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>38号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>22号給</u> 以下であるもの	医療職給料表 (3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>11号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>7号給</u> 以下であるもの

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特 地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤 務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、	(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、 <u>調整手当</u> 、住居手当、 初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤 務手当、特 地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤 務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日

管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(調整手当)

第4条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第4条の2若しくは第4条の3若しくは病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第8条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員（企業管理規程で定めるものに限る。）又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。

第4条の2 削除

(再任用職員についての適用除外)

第18条の3 第4条、4条の3、第5条、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第18条の3 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第18条の4 略
2 第4条、4条の3、第5条、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第18条の4 略
2 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前

(給与の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

第4条 削除

(地域手当)

第8条 地域手当は、当分の間、医師及び歯科医師で企業管理規程で定める職員に対して支給する。

(任期付職員についての適用除外)

第25条の2 第5条から第7条まで、第9条、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 略

(給与の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料の調整額)

第4条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

(調整手当)

第8条 調整手当は、当分の間、医師及び歯科医師で企業管理規程で定める職員に対して支給する。

第8条の2 調整手当は、この条例の適用を受けるとなった日の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第4条の2若しくは第4条の3若しくは企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第4条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員（企業管理規程で定めるものに限る。）又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。

(任期付職員についての適用除外)

第25条の2 第4条から第7条まで、第9条、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 略

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務について適用する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられているものである職員の施行日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 施行日の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次条に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

第4条 施行日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の新号給又は施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(1) 給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第4項の規定による給料月額

(3) 任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給の調整)

第5条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例（以下「旧給与条例」という。）、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例、第8条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号）附則第2項から第4項まで又は第9条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用について

は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条の2第2項	給料月額	給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料の額との合計額
第11条の6	給料月額	給料月額と平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の額との合計額
第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）		

(地域手当に関する経過措置)

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる新給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の3	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

- 2 施行日の前日に旧給与条例第9条の4の規定の適用を受けていた職員であって施行日以後引き続き同条の規定による調整手当の支給要件に該当するものについては、新給与条例の規定にかかわらず、同条の規定による支給延長期間中、同条の調整手当に相当する額の地域手当を支給する。
- 3 施行日の前日に第3条の規定による改正前の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「現業職給与条例」という。）第4条の3、第11条の規定による改正前の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業局給与条例」という。）第4条の2又は第12条の規定による改正前の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「病院局給与条例」という。）第8条の2の規定の適用を受けていた職員であって、施行日以後引き続きこれらの規定による調整手当の支給要件に該当するものについては、第3条の規定による改正後の現業職給与条例、第11条の規定による改正後の企業局給与条例又は第12条の規定による改正後の病院局給与条例の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける者の例により、地域手当を支給する。この場合において、企業局給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」とする。
- 4 施行日の前日において旧給与条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域又は公署に在勤していた職員のうち施行日に当該地域又は公署以外の地域又は公署に異動したものについて、任用の事情等を考慮して第2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じ、平成19年3月31日までの間（同項の規定に準じた場合に平成19年3月31日までの間より短い期間となるときは、その期間）、旧給与条例第9条の4第1項第2号の規定による調整手当に相当する額を超えない範囲内において、地域手当を支給する。
- 5 前項の規定は、現業職給与条例第1条第2項に規定する現業職員又は企業局給与条例第1条若しくは病院局給与条例第1条に規定する職員について準用する。この場合において、企業局給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」とする。

(職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正)

第10条 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和26年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(減給の効果)

第4条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(減給の効果)

第4条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する調整手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第3条の2 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の <u>9級</u> の職務にある者の例により知事が定める。	第3条の2 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の <u>11級</u> の職務にある者の例により知事が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第12条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(整理退職等の場合の退職手当) 第5条 略 2及び3 略 4 前項の基本給月額、給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及びこれらに対する <u>地域手当</u> に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。 5 略	(整理退職等の場合の退職手当) 第5条 略 2及び3 略 4 前項の基本給月額、給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及びこれらに対する <u>調整手当</u> に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。 5 略

(証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第13条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例(昭和45年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(費用弁償の種類及び額)	(費用弁償の種類及び額)

第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。

第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和45年7月鳥取県条例第48号）に規定する2級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第14条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（修学部分休業取得中の給与の減額）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（修学部分休業取得中の給与の減額）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第15条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第23項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(主査等に係る職務の級の特例)</p> <p>5 平成18年2月1日(以下「移行開始日」という。)の前日において附則別表第1の給料表の種類の欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間(以下「前期移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。)とする。ただし、前期移行期間中の異動により、第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の職務の級の切替え)</p> <p>6 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が附則別表第1の暫定級の欄に定めるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級(附則第10項において「第1切替後級」という。)とする。ただし、第1切替日における異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の号給の切替え等)</p> <p>7 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、その者が第1切替日の前日において適用を受けていた給料表の種類及び同日において受けていた号給の区分に応じ、附</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第25項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(主査等に係る職務の級の特例)</p> <p>5 平成18年2月1日(以下「移行開始日」という。)の前日において附則別表第1の給料表の種類の欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間(以下「前期移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(以下この項及び附則第10項において「暫定級」という。)とする。ただし、前期移行期間中の異動により、第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の職務の級の切替え)</p> <p>6 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が附則別表第1の旧級の欄に掲げるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級(附則第11項において「第1切替後級」という。)とする。ただし、第1切替日における異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の号給の切替え等)</p> <p>7 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給(次項において「新号給」という。)は、附則第9項に規定する職員を除き、附則別表第2の給料表の種類欄に掲げる第1切替日の前日においてその</p>

則別表第2に定める号給とする。

- 8 附則第6項本文に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定める職員の号給は、人事委員会が定める。

(主任等に係る職務の級の特例)

- 9 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類欄に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務(同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間(以下この項及び附則第18項において「移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(平成18年4月

者が適用を受けていた給料表の区分、同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)の区分及び同表の期間の区分の欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

- 8 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第1切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間(以下この項において「経過期間」という。)とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主査等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 9 附則第6項本文に規定する職員であって第1切替日の前日において次に掲げる号給又は給料月額を受けていた者の第1切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(1) 給与条例別表第1、別表第2、別表第4並びに別表第5のイ及びウの給料表に定める職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)を超える給料月額

(2) 前号のほか、第1切替日における給料月額を他の職員との権衡上最高号給を超える給料月額に決定する必要がある場合における号給

(3) 前2号のほか、給与条例第4条第9項又は14年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定の適用を受けた職員の号給その他前2項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定める職員の号給

(主任等に係る職務の級の特例)

- 10 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務(同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)

であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間(以下この項及び附則第20項において「移行期間」という。)、暫定級とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項

1日以後において、同表に暫定級の定めのある職員にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。)とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

10 附則第6項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務(第1切替日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間(以下この項において「後期移行期間」という。)、当該第1切替後級(平成18年4月1日以後において、同表に暫定級の定めのある職員にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において同じ。)とする。ただし、後期移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

11 略

(主任等の号給の切替え等)

12 前項に規定する職員の第2切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、第2切替日の前日においてその者が受けていた号給及び附則別表第5の職員の区分欄に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める号給とする。

及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

11 附則第6項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務(第1切替日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間(以下この項において「後期移行期間」という。)、当該第1切替後級とする。ただし、後期移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

12 略

(主任等の号給の切替え等)

13 前項に規定する職員の第2切替日における号給(次項において「新号給」という。)は、附則第15項に規定する職員を除き、附則別表第5のAからCまでの規定で第2切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の職員の区分の欄に掲げる職員の区分及び同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)の区分並びに旧号給が同表の経過期間の欄に期間の定めのある号給であるものにあつては同欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

14 前項に規定する職員の旧号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第5の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第2切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間(以下この項において「経過期間」という。)とし、同表

13 附則第11項本文に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定めるものの号給は、人事委員会が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

14 附則第12項又は前項の規定の適用を受ける職員(第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項から附則第16項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

15 附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)の給料月額について

の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主任等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

15 附則第12項に規定する職員であって第2切替日の前日において次に掲げる号給又は給料月額を受けていた者の第2切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(1) 給与条例別表第1、別表第2、別表第3のア、別表第4並びに別表第5のイ及びウの給料表に定める職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)を超える給料月額

(2) 前号のほか、第2切替日における給料月額を他の職員との権衡上最高号給を超える給料月額に決定する必要がある場合における号給

(3) 前2号のほか、給与条例第4条第9項又は14年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定の適用を受けた職員の号給その他前2項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定める職員の号給

(主任等の切替えに伴う経過措置)

16 附則第13項又は前項の規定の適用を受ける職員(第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項から附則第18項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

17 附則第13項又は第15項の規定の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)の給料月額について

は、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

16 第2切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員の給料月額については、任用の事情等を考慮して附則第14項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

17 前3項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

(1) 手当(退職手当を除く。)の額

(2)~(4) 略

(5) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条の施行日の前日における給料月額

(休職者等の特例)

18 附則第9項又は第10項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第15条第1項第2号に掲げる海外随伴休暇又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業(以下「休職等」という。)を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合(復職し、又は職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。))が平成23年3月31日以前であるものに限る。)には、附則第9項又は第10項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日(当該日以前の異動により、当該異動の日における新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。))が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にあつては、当該異動の日の前日)までの期間(以下「特例延長期間」という。)、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

は、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

18 第2切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員の給料月額については、任用の事情等を考慮して附則第16項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

19 前3項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

(1) 手当の額

(2)~(4) 略

(休職者等の特例)

20 附則第10項又は第11項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第15条第1項第2号に掲げる海外随伴休暇又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業(以下「休職等」という。)を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合(復職し、又は職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。))が平成23年3月31日以前であるものに限る。)には、附則第10項又は第11項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日(当該日以前の異動により、当該異動の日における新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。))が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にあつては、当該異動の日の前日)までの期間(以下「特例延長期間」という。)、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

19 附則第12項及び第13項の規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給について準用する。この場合において、附則第12項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

20 前項の規定により準用される附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける職員（附則第18項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

21 附則第15項及び第17項の規定は、附則第18項に規定する職員（同項第2号に係る者を除く。）の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

22 移行開始日前から引き続いて次の各号のいずれかに該当する者の平成23年3月31日までの間の職務の級、号給及び給料月額については、附則第5項又は第9項の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(1)及び(2) 略

21 附則第13項から第15項までの規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について準用する。この場合において、附則第13項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、附則第14項中「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、附則第15項中「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と読み替えるものとする。

22 前項の規定により準用される附則第13項又は第15項の規定の適用を受ける職員（附則第20項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の年度の欄に掲げる復職等の日の属する年度の区分及び同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

23 附則第17項及び第19項の規定は、附則第20項に規定する職員（同項第2号に係る者を除く。）の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

24 移行開始日前から引き続いて次の各号のいずれかに該当する者の平成23年3月31日までの間の職務の級、給料月額及び昇給期間については、附則第5項又は第10項の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(1)~(3) 略

(職員が受けていた号給等の基礎)

23 附則第5項から前項まで(附則第14項から第17項まで、第20項及び第21項を除く。)の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第3条及び第4条の規定による改正前の給与条例又は14年改正給与条例附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(人事委員会への委任)

24 略

附則別表第1 (附則第5項、第6項関係)

給料表の種類	旧級	職 務	暫定級
行政職給料表	7級	主査の職務	5級
公安職給料表	7級	主査の職務	6級
研究職給料表	4級	専門研究員又は専門学芸員の職務	4級
医療職給料表 (2) 医療職給料表 (3)	6級	技幹の職務	6級

附則別表第3 (附則第9項、第10項関係)

給料表の種類	旧級	職 務	暫定級
行政職給料表	4級	1 主事又は技師の職務 2 主任の職務	3級
	5級	主任の職務	
	6級	1 主任の職務 2 係長の職務	4級
公安職給料表	4級	巡查長の職務	4級
	5級	1 主任の職務 2 主幹の職務	
	6級	1 主幹の職務 2 係長の職務	5級
教育職給料表 (1)	2級	実習助手又は寄宿舎指導員の職務	
研究職給料表	3級	研究員の職務	
医療職給料表 (2)	3級 及び	1 衛生技師の職務	

(1)~(3) 略

(職員が受けていた号給等の基礎)

25 附則第5項から前項まで(附則第16項から第19項まで、第22項及び第23項を除く。)の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第3条及び第4条の規定による改正前の給与条例又は14年改正給与条例附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(人事委員会への委任)

26 略

附則別表第1 (附則第5項、第6項関係)

給料表の種類	旧級	職 務
行政職給料表 公安職給料表	7級	主査の職務
研究職給料表	4級	専門研究員又は専門学芸員の職務
医療職給料表 (2) 医療職給料表 (3)	6級	技幹の職務

附則別表第3 (附則第10項、第11項関係)

給料表の種類	旧級	職 務
行政職給料表	4級	1 主事又は技師の職務 2 主任の職務
	5級	主任の職務
	6級	1 主任の職務 2 係長の職務
公安職給料表	4級	巡查長の職務
	5級	1 主任の職務 2 主幹の職務
	6級	1 主幹の職務 2 係長の職務
教育職給料表 (1)	2級	実習助手又は寄宿舎指導員の職務
研究職給料表	3級	研究員の職務
医療職給料表 (2)	3級 及び	1 衛生技師の職務 2 薬剤師の職務

	4 級	2 薬剤師の職務	
	5 級	1 主任の職務 2 係長の職務	
医療職給料表 (3)	2 級 から 4 級 まで	1 准看護師の職務 2 看護師の職務	
	5 級	1 看護師の職務 2 技幹の職務	

	4 級		
	5 級	1 主任の職務 2 係長の職務	
医療職給料表 (3)	2 級 から 4 級 まで	1 准看護師の職務 2 看護師の職務	
	5 級	1 看護師の職務 2 技幹の職務	

附則別表第 4 (附則第11項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧 級	新級
行政職給料表	主事又は技師の職務	3 級及び 4 級	2 級
	係長の職務	4 級	3 級
公安職給料表	巡査長の職務	4 級及び 5 級	3 級
	主任又は係長の職務	5 級	4 級
略			

附則別表第 4 (附則第12項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧 級	新級
行政職給料表	主事又は技師の職務	4 級から 6 級まで	3 級
	係長の職務	6 級	5 級
公安職給料表	巡査長の職務	4 級から 6 級まで	3 級
	主任の職務	5 級及び 6 級	4 級
	係長の職務	6 級	5 級
略			

附則別表第 6 (附則第14項関係)

略

附則別表第 6 (附則第16項関係)

略

第16条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第 2 及び附則別表第 5 を次のように改める。

附則別表第 2 (附則第 7 項関係)

旧号給	行政職給料表	公安職給料表	研究職給料表	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
57				85	
58				85	
59				85	
60				85	
61		65	97	85	93
62		66	97	85	93
63		67	97	85	93
64		68	97	85	93
65		71	97	85	93
66		72	98		93
67		73	99		93
68		74	100		93

69	77	75	101		93
70	78	76	101		
71	79	77	101		
72	80	78	101		
73	83	79	101		
74	84	80	101		
75	85	81	101		
76	86	82	101		
77	89	85	101		
78	89	85	101		
79	89	85	101		
80	90	85	101		
81	93	85	101		
82	93	85			
83	93	85			
84	93	85			
85	93	85			

附則別表第5 (附則第12項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分			
	旧級が3級であった職員(改定前級が4級であったものに限る。)であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員(改定前級が4級であったものを除く。)であって、新級が2級となるもの	旧級が4級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が4級であった職員であって、新級が3級となるもの
17	29			
18	30			
19	31			
20	32			
21	35			
22	36			
23	37			
24	38			
25	39			
26	40			
27	41			
28	42			
29	43			
30	44			
31	45			
32	46			
33	47	39	57	49

34	48	40	58	50
35	49	41	59	51
36	50	42	60	52
37	51	45	61	53
38	52	46	62	54
39	53	47	63	55
40	54	48	64	56
41	55	49	65	57
42	56	50	66	58
43	57	51	67	59
44	58	52	68	60
45	59	53	69	61
46	60	54	70	62
47	61	55	71	63
48	62	56	72	64
49	64	57	73	65
50	66	58	74	66
51	68	59	75	67
52	70	60	76	68
53	71	61	77	69
54	72	62	78	70
55	73	63	79	71
56	74	64	80	72
57	75	65	81	73
58		66	82	74
59		67	83	75
60		68	84	76
61		69	85	77
62		70	86	78
63		71	87	79
64		72	88	80
65		73	89	81
66		74	90	82
67		75	91	83
68		76	92	84
69		77	93	85
70		78	94	86
71		79	95	87
72		80	96	88
73		81	97	89
74		82	98	90
75		83	99	91
76		84	100	92

77		85	101	93
78		86	102	94
79		87	103	95
80		88	104	96
81		89	105	97
82		90	106	98
83		91	107	99
84		92	108	100
85		93	109	101
86		94	110	102
87		95	111	103
88		96	112	104
89		97	115	107
90		98	116	108
91		99	117	109
92		100	118	109
93		101	人事委員会規則で定める号給	人事委員会規則で定める号給
94		102		
95		103		
96		104		
97		105		
98		106		
99		107		
100		108		
101		109		
102		110		
103		111		
104		112		
105		113		
106		114		
107		115		
108		116		
109		119		
110		120		
111		121		
112		122		
113		125		
114		125		
115		125		
116		125		
117		125		

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分				
	旧級が4級であった職員（改定前級が4級であったものに限る。）であって、新級が3級となるもの	旧級が4級であった職員（改定前級が4級であったものを除く。）であって、新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員であって、新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員であって、新級が4級となるもの（第2切替日におけるその職務が係長の職務（第3条第2項の人事委員会規則の定めるところによりそれに相当するものとされる職務を含む。この表において同じ。）であるものを除く。）	旧級が5級であった職員であって、新級が4級となるもの（第2切替日におけるその職務が係長の職務であるものに限る。）
57			101	83	93
58			102	84	94
59			103	85	95
60			104	86	96
61			104	86	96
62			105	87	97
63			106	88	98
64			107	89	99
65			108	90	100
66			109	91	101
67			110	92	102
68			111	93	103
69			112	94	104
70			113	95	105
71			114	96	106
72			115	97	107
73			116	98	108
74			117	99	109
75			118	100	110
76			119	101	111
77		83	120	102	112
78		84	121	103	113
79	96	85	122	104	114
80	98	86	123	105	115
81	99	89	124	105	116
82	100	90	125	106	117

83	101	91	126	106	117
84	102	92	127	107	117
85	103	93	人事委員会規則 で定める号給	人事委員会規則 で定める号給	人事委員会規則 で定める号給
86	104	94			
87	105	95			
88	106	96			
89	107	97			
90	108	98			
91	109	99			
92	110	100			
93	111	101			
94	112	102			
95	113	103			
96	114	104			
97	115	105			
98	116	106			
99	117	107			
100	118	108			
101	119	109			
102	120	110			
103	121	111			
104	122	112			
105	124	113			
106	126	114			
107	128	115			
108	130	116			
109	133	117			
110	134	118			
111	135	119			
112	136	120			
113	139	121			
114	140	122			
115	141	123			
116	141	124			
117	143	127			
118	144	128			
119	145	129			
120	145	130			
121	145	135			
122		136			
123		137			
124		137			

125		人事委員会規則 で定める号給			
-----	--	-------------------	--	--	--

ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	職員の区分
	旧級が2級であった職員であつて、新級が1級となるもの
57	89
58	90
59	91
60	92
61	95
62	96
63	97
64	98
65	99
66	100
67	101
68	102
69	103
70	104
71	105
72	106
73	107
74	108
75	109
76	110
77	111
78	112
79	113
80	114
81	115
82	116
83	117
84	118
85	119
86	120
87	121
88	122
89	123
90	124
91	125
92	126

93	127
94	128
95	129
96	130
97	131
98	132
99	133
100	134
101	135
102	136
103	137
104	138
105	139
106	140
107	141
108	142
109	143
110	144
111	145
112	146
113	147
114	148
115	149
116	150
117	152
118	153
119	153
120	153
121	153
122	153
123	153
124	153
125	153
126	153
127	153
128	153
129	153
130	153
131	153
132	153
133	153
134	153
135	153

136	153
137	153

エ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職員の区分
	旧級が3級であった職員
17	53
18	53
19	54
20	54
21	55
22	56
23	57
24	57
25	58
26	59
27	60
28	61
29	62
30	63
31	64
32	65
33	66
34	67
35	68
36	69
37	70
38	71
39	72
40	73
41	74
42	75
43	76
44	77
45	78
46	79
47	80
48	81
49	82
50	83
51	84
52	85
53	86

54	87
55	88
56	89
57	90
58	91
59	92
60	93
61	94
62	95
63	96
64	97
65	98
66	99
67	100
68	101
69	102
70	103
71	104
72	105
73	106
74	107
75	108
76	109
77	110
78	111
79	112
80	113
81	113
82	113
83	114
84	115
85	116
86	117
87	117
88	117
89	117
90	117
91	118
92	119
93	120
94	121
95	121
96	121

97	121
98	121
99	121
100	121
101	121

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分			
	旧級が3級であった職員	旧級が4級であった職員	旧級が5級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が5級であった職員であって、新級が4級となるもの
25	37	47	65	41
26	38	48	66	42
27	39	49	67	43
28	40	50	68	44
29	43	53	69	45
30	44	54	70	46
31	45	55	71	47
32	46	56	72	48
33	47	57	73	49
34	48	58	74	50
35	49	59	75	51
36	50	60	76	52
37	51	61	77	53
38	52	62	78	54
39	53	63	79	55
40	54	64	80	56
41	55	65	81	57
42	56	66	82	58
43	57	67	83	59
44	58	68	84	60
45	59	69	85	61
46	60	70	86	62
47	61	71	87	63
48	62	72	88	64
49	63	73	89	65
50	64	74	90	66
51	65	75	91	67
52	66	76	92	68
53	67	77	93	69
54		78	94	70
55		79	95	71
56		80	96	72

57		81	97	73
58		82	98	74
59		83	99	75
60		84	100	76
61		85	101	77
62		86	102	78
63		87	103	79
64		88	104	80
65		89	105	81
66		90	105	82
67		91	105	83
68		92	105	84
69		93	105	85
70		94	105	86
71		95	105	87
72		96	105	88
73		97	105	89
74		98	105	90
75		99	105	91
76		100	105	92
77		101	105	93
78		102	105	94
79		103	105	95
80		104	105	96
81		105	105	99
82		105	105	100
83		105	105	101
84		105	105	101
85		105	105	人事委員会規則で定める号給
86		105		
87		105		
88		105		
89		105		
90		105		
91		105		
92		105		
93		105		
94		105		
95		105		
96		105		
97		105		
98		105		

99		105		
100		105		
101		105		
102		105		
103		105		
104		105		
105		105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分	
	第2切替日の前日における職務 が技幹である者以外の者	第2切替日の前日における職務 が技幹である者
29	45	
30	46	
31	47	
32	48	
33	49	
34	50	
35	51	
36	52	
37	53	
38	54	
39	55	
40	56	
41	57	
42	58	
43	59	
44	60	
45	61	
46	62	
47	63	
48	64	
49	65	
50	66	
51	67	
52	68	
53	69	
54	70	
55	71	

56	72	
57	73	89
58	74	90
59	75	91
60	76	92
61	77	93
62	78	94
63	79	95
64	80	96
65	81	97
66	82	98
67	83	99
68	84	100
69	85	101
70	86	101
71	87	102
72	88	103
73	89	104
74	90	105
75	91	105
76	92	105
77	93	106
78	94	107
79	95	108
80	96	109
81	97	109
82	98	109
83	99	109
84	100	109
85	103	110
86	104	111
87	105	112
88	105	113
89	109	113
90	109	113
91	109	113
92	109	113
93	人事委員会規則で定める号給	113

備考 この表において、「旧級」とは、第2切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいい、「新級」とは、第2切替日においてその者が属することとなる職務の級をいい、「改定前級」とは、平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級をいう。

附則別表第7を削る。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第17条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) 給与条例（第9条の2、<u>第11条の4</u>から第11条の6まで、第11条の8、第11条の9、第12条の2、第16条の4及び第16条の7の規定に限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) 給与条例（第9条の2、<u>第9条の4</u>、<u>第11条の3</u>から第11条の6まで、第11条の8、第11条の9、第12条の2、第16条の4及び第16条の7の規定に限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>

(この条例の施行に関し必要な事項)

第18条 附則第2条から第9条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1（附則第2条関係）

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
公安職給料表	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級

附則別表第2 (附則第3条関係)

ア 行政職給料表

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8

	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	33
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	33
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	33
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	33
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46		

17	6月以上9月未満	87	67	58	71	59	55	51	47		
	9月以上12月未満	88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上	89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3月未満	89	69	59	73	61	57	53	49		
	3月以上6月未満	90	70	59	74	62	58	54	50		
	6月以上9月未満	91	71	60	75	63	59	55	51		
	9月以上12月未満	92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上	93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未満	93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未満	93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未満	93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未満	93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上	93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未満		77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未満		78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未満		79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未満		80	63	84	72	68	64			
	12月以上		81	63	85	73	69	65			
21	3月未満		81	63	85	73	69	65			
	3月以上6月未満		82	64	86	74	70	66			
	6月以上9月未満		83	64	87	75	71	67			
	9月以上12月未満		84	64	88	76	72	68			
	12月以上		85	65	89	77	73	69			
22	3月未満		85	65	89	77	73				
	3月以上6月未満		86	65	90	78	74				
	6月以上9月未満		87	66	91	79	75				
	9月以上12月未満		88	66	92	80	76				
	12月以上		89	67	93	81	77				
23	3月未満		89	67	93	81					
	3月以上6月未満		90	67	94	82					
	6月以上9月未満		91	68	95	83					
	9月以上12月未満		92	68	96	84					
	12月以上		93	69	97	85					
24	3月未満		93	69	97	85					
	3月以上6月未満		94	70	98	86					
	6月以上9月未満		95	71	99	87					
	9月以上12月未満		96	72	100	88					
	12月以上		97	73	101	89					
25	3月未満		97	73	101						
	3月以上6月未満		98	73	102						
	6月以上9月未満		99	74	103						
	9月以上12月未満		100	74	104						
	12月以上		101	75	105						

26	3月未満		101	75	105							
	3月以上6月未満		102	75	106							
	6月以上9月未満		103	76	107							
	9月以上12月未満		104	76	108							
	12月以上		105	77	109							
27	3月未満		105	77								
	3月以上6月未満		106	78								
	6月以上9月未満		107	79								
	9月以上12月未満		108	80								
	12月以上		109	81								
28	3月未満		109	81								
	3月以上6月未満		110	82								
	6月以上9月未満		111	83								
	9月以上12月未満		112	84								
	12月以上		113	85								
29	3月未満		113									
	3月以上6月未満		114									
	6月以上9月未満		115									
	9月以上12月未満		116									
	12月以上		117									
30	3月未満		117									
	3月以上6月未満		118									
	6月以上9月未満		119									
	9月以上12月未満		120									
	12月以上		121									
31	3月未満		121									
	3月以上6月未満		122									
	6月以上9月未満		123									
	9月以上12月未満		124									
	12月以上		125									
32	3月未満		125									
	3月以上6月未満		125									
	6月以上9月未満		125									
	9月以上12月未満		125									
	12月以上		125									

イ 公安職給料表

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満				1	13	1	1	1
	3月以上6月未満				1	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	16	1	1	1	1	1

	12月以上				1	17	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月未満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14

10	6月以上9月未満	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
17	3月未満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	6月以上9月未満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9月以上12月未満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	

19	3月未満	69	69	69	69	85	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	70	86	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	71	87	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	73	89	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	74	90	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	75	91	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	77	93	73	69	65		
	3月以上6月未満	78	78	78	77	94	74	70	66		
	6月以上9月未満	79	79	79	78	95	75	71	67		
	9月以上12月未満	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
22	3月未満	81	81	81	79	97	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	79	98	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	80	99	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	101	81				
	3月以上6月未満	86	86	86	82	102	82				
	6月以上9月未満	87	87	87	83	103	83				
	9月以上12月未満	88	88	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	89	85	105	85				
24	3月未満	89	89	89	85	105	85				
	3月以上6月未満	90	90	90	86	106	85				
	6月以上9月未満	91	91	91	87	107	85				
	9月以上12月未満	92	92	92	88	108	85				
	12月以上	93	93	93	89	109	85				
25	3月未満	93	93	93	89	109					
	3月以上6月未満	94	94	94	90	110					
	6月以上9月未満	95	95	95	91	111					
	9月以上12月未満	96	96	96	92	112					
	12月以上	97	97	97	93	113					
26	3月未満	97	97	97	93	113					
	3月以上6月未満	98	98	98	94	114					
	6月以上9月未満	99	99	99	95	115					
	9月以上12月未満	100	100	100	96	116					
	12月以上	101	101	101	97	117					
27	3月未満	101	101	101	97						
	3月以上6月未満	102	101	102	98						
	6月以上9月未満	103	102	103	99						

36	3月以上6月未満	126							
	6月以上9月未満	127							
	9月以上12月未満	128							
	12月以上	129							

ウ 教育職給料表(1)

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9

8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	

	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	78	
	6月以上9月未満	87	87	79	
	9月以上12月未満	88	88	80	
	12月以上	89	89	81	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
	3月未満	93	93		

25	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		

	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

工 教育職給料表(2)

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1

	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
	3月未満	33	33	29	17

10	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	38
	6月以上9月未満	55	55	51	39
	9月以上12月未満	56	56	52	40
	12月以上	57	57	53	41
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	

	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	96	
	12月以上	101	101	97	
	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		

27	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		

36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

才 研究職給料表

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
7	3月未満	21	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4

	12月以上	25	25	21	13	5
8	3月未満	25	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	3月未満	29	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	3月未満	33	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	3月未満	37	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
12	3月未満	41	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	3月未満	45	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	3月未満	49	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3月未満	53	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
	3月未満	57	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	58	54	46	38

16	6月以上9月未満	59	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3月未満	61	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3月未満	65	65	61	53	45
	3月以上6月未満	66	66	62	54	46
	6月以上9月未満	67	67	63	55	47
	9月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3月未満	69	69	65	57	49
	3月以上6月未満	70	70	66	58	50
	6月以上9月未満	71	71	67	59	51
	9月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3月未満	73	73	69	61	53
	3月以上6月未満	74	74	70	62	54
	6月以上9月未満	75	75	71	63	55
	9月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3月未満	77	77	73	65	57
	3月以上6月未満	78	78	74	66	58
	6月以上9月未満	79	79	75	67	59
	9月以上12月未満	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	74	65
	6月以上9月未満	87	87	83	75	65
	9月以上12月未満	88	88	84	76	65
	12月以上	89	89	85	77	65
24	3月未満	89	89	85		
	3月以上6月未満	90	90	86		
	6月以上9月未満	91	91	87		
	9月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		

25	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	92		
	12月以上	97	97	93		
26	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113				
	3月以上6月未満	114				
	6月以上9月未満	115				
	9月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
31	3月未満	117				
	3月以上6月未満	118				
	6月以上9月未満	119				
	9月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
32	3月未満	121				
	3月以上6月未満	121				
	6月以上9月未満	121				
	9月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

力 医療職給料表(1)

旧号給	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
				1	1

1	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
5	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
9	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12

	12月以上	33	29	21	13
10	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
11	3月未満	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
12	3月未満	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3月未満	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3月未満	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3月未満	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3月未満	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
17	3月未満	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
	3月未満	65	61	53	45
	3月以上6月未満	65	62	54	46

18	6月以上9月未満	65	63	55	47
	9月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満		65	57	49
	3月以上6月未満		66	58	50
	6月以上9月未満		67	59	51
	9月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
20	3月未満		69	61	53
	3月以上6月未満		70	62	53
	6月以上9月未満		71	63	53
	9月以上12月未満		72	64	53
	12月以上		73	65	53
21	3月未満		73	65	
	3月以上6月未満		74	66	
	6月以上9月未満		75	67	
	9月以上12月未満		76	68	
	12月以上		77	69	
22	3月未満		77	69	
	3月以上6月未満		78	70	
	6月以上9月未満		79	71	
	9月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
23	3月未満		81	73	
	3月以上6月未満		82	74	
	6月以上9月未満		83	75	
	9月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	
24	3月未満		85	77	
	3月以上6月未満		85	78	
	6月以上9月未満		85	79	
	9月以上12月未満		85	80	
	12月以上		85	81	

キ 医療職給料表(2)

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1	1

2	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20

	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	45
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	45
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	45
	12月以上	65	65	65	61	57	53	45
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
	3月未満	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	

19	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未満	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
24	3月未満		89	89	85			
	3月以上6月未満		90	90	86			
	6月以上9月未満		91	91	87			
	9月以上12月未満		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
25	3月未満		93	93	89			
	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			

28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			114				
	6月以上9月未満			115				
	9月以上12月未満			116				
	12月以上			117				

ク 医療職給料表(3)

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1

	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34

14	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	53
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	53
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	53
	12月以上	73	73	73	69	65	61	53
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	

23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				

	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
	3月未満	153						

40	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	157						
	6月以上9月未満	157						
	9月以上12月未満	157						
	12月以上	157						